



平成 23 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 マミヤ・オーピー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 矢 崎 登  
(コード番号 7 9 9 1 東証第 2 部)  
問合せ先 管 理 本 部 長 島 田 和 長  
電話番号 0 3 - 5 4 3 7 - 2 3 1 1

### ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 第 1 ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有することにより、取締役の株価上昇及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

#### 第 2 新株予約権の発行要領

##### 1. 新株予約権の名称

マミヤ・オーピー株式会社 2011 年新株予約権

##### 2. 新株予約権の総数

199 個

前記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

##### 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 1,000 株とする。ただし、後記 13. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通

株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ) または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

#### 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### 5. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月16日から平成53年8月15日までとする。

#### 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

## 8. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 3. に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

前記8. に準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

後記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、前記5. の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②前記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

12. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ①1株当たりのオプション価格（ $C$ ）
- ②株価（ $S$ ）：平成23年8月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③行使価格（ $X$ ）：1円
- ④予想残存期間（ $T$ ）：6年
- ⑤株価変動性（ $\sigma$ ）：6年間（平成17年8月15日から平成23年8月15日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥無リスクの利子率（ $r$ ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦配当利回り（ $q$ ）：1株当りの配当金（平成23年3月期の実績配当金）÷前記②に定める株価
- ⑧標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

※上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

※当社は対象者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

13. 新株予約権を割り当てる日

平成23年8月15日

14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成23年8月15日

15. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当の対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役	9名	199個

第3 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションの発行は、その一部につきまして、割当を受ける当社取締役のうち1名が親会社役員であるため、支配株主との取引等に該当しております。

当社が、平成22年12月15日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」における「親会社からの独立性確保に関する考え方・施策」及び「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

なお、平成 22 年 12 月 15 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「親会社からの独立性確保に関する考え方・施策」「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

①親会社からの独立性確保に関する考え方・施策

当社は、経営・事業活動の遂行にあたり、親会社からの一定の独立性を確保し、機動的な意思決定により、取引先あるいは事業分野の拡大に努めることが当社事業の一層の発展に不可欠であり、それがひいては親会社及びそのグループ企業の利害と一致するものと考えております。また、親会社との緊密なコミュニケーションを保つことにより、このような認識を親会社と共有し、一定の独立性を確保するよう努めております。

②支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引等を行う際には、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、当該取引等の通念に照らした妥当性を確保することとします。

1. 公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件ストックオプションは、社内で定められた規則並びに手続に基づき発行しております。また、新株予約権の発行内容及び条件についても、前記第 2「新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権付与の内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。

2. 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない独立役員である社外監査役の渡邊光治氏より、以下のとおり公正性を担保する措置及び利益相反回避措置がとられていることから、少数株主にとって不利益なものではないことにつき、平成 23 年 7 月 29 日付で意見を得ております。

なお、上記の社外監査役渡邊光治氏は、平成 23 年 7 月 29 日開催の当社取締役会で本件にかかる議案の審議に参加し、上記の意見に基づき当該議案に同意する旨並びに異議が無い旨を表明しております。

- ①本件ストックオプションが平成 23 年 6 月 29 日開催の第 69 回定時株主総会で承認された取締役報酬枠の範囲内での発行であること。
- ②取締役の業務執行の対価として妥当性を有するものであること。
- ③本件ストックオプションが、社内で定められた規則並びに手続に基づき発行されていること。
- ④新株予約権の発行内容及び条件の決定方法等を確認し、指摘すべき問題はなかったこと。

以上